

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

本則

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）（第一条関係） 1
- 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）（第二条関係） 17
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（第三条関係） 42
- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）（第四条関係） 49
- 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（抄）（第五条関係） 50
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）（第六条関係） 58

附則

- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（附則第十条関係） 72
- 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）（附則第十一条関係） 73
- 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）（附則第十二条関係） 74
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）（附則第十三条関係） 76
- 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）（附則第十四条関係） 78
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第十五条関係） 79

改正案

現行

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一（四）（略）

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一（四）（略）

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取

一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 三 (略)

3・4 (略)

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	第一項	次に	第一号に
	(略)	(略)	(略)
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を	(略)

引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 三 (略)

3・4 (略)

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	第一項	次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）	第一号
	(略)	(略)	(略)
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合に	(略)

6 (略)			人格のな い社団又 は財団	
	第二項 (略)	第一項		
	前項各号に掲げる 事項並びに当該取 引がその価額が政 令で定める額を超 える財産の移転を 伴う場合にあつて は、資産及び収入 の状況(第二条第 二項第四十六号に 掲げる特定事業者 にあつては、前項 各号に掲げる事項	次に	伴う場合にあつて は、資産及び収入 の状況(第二条第 二項第四十六号に 掲げる特定事業者 にあつては、前項 各号に掲げる事項	
(略)	(略)	第一号か ら第三号 までに		

6 (略)			人格のな い社団又 は財団	
	第二項 (略)	第一項		
	前項各号に掲げる事 項並びに当該取引が その価額が政令で定 める額を超える財産 の移転を伴う場合に あつては、資産及び 収入の状況	次の各号	あつては、資産及び 収入の状況(第二条 第二項第四十六号か ら第四十九号までに 掲げる特定事業者に あつては、前項第一 号に掲げる事項)	
(略)	(略)	第一号 から第 三号ま で		

(取引記録等の作成義務等)

第七条 (略)

2 第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならぬ。

3 (略)

(疑わしい取引の届出等)

第八条 (略)

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならぬ。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に

(取引記録等の作成義務等)

第七条 (略)

2 第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならぬ。

3 (略)

(疑わしい取引の届出等)

第八条 (略)  
(新設)

定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者

行 政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条

二 第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者

公 認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項に

おいて準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者

税 理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十

八条

3| 前二項の規定による判断は、第一項の取引又は前項

の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引

等」という。）に係る取引時確認の結果、当該取引等

の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪

収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省

令で定める項目に従って当該取引等に疑わしい点があ

るかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める

方法により行わなければならない。

4| 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第

一項又は第二項の規定による届出（以下「疑わしい取

引の届出」という。）を行おうとすること又は行った

ことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその

者の関係者に漏らしてはならない。

5|

6| （略）

2| 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時

確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条

第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を

勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取

引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他

の主務省令で定める方法により行わなければならない。

。

3| 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第

一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」

という。）を行おうとすること又は行ったことを当該

疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者

に漏らしてはならない。

4|

5| （略）

（外国為替取引に係る通知義務）

第十条 特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定

める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）

（外国為替取引に係る通知義務）

第十条 特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定

める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）



へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客及び当該顧客の支払の相手方に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2  
4  
(略)

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二條第二項第二号において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同法第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同法第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約

へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2  
4  
(略)

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二條第二項において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同法第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同法第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結

を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一・二 (略)

(電子決済手段の移転に係る通知義務)

第十条の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客(当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。)(以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。))の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項第二号において同じ。)

この条及び第二十二条第二項第二号において同じ。)

に對して行うとき、又は受取顧客に對する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等(当該委託を受けた者を除く。)(又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。)

2 (略)

(外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認

するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一・二 (略)

(電子決済手段の移転に係る通知義務)

第十条の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客(当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。)(以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。))の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。)

に對して行うとき、又は受取顧客に對する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等(当該委託を受けた者を除く。)(又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。)

2 (略)



第十條の四 第二條第二項第三十二號に掲げる特定事業

者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二條第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二條第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二條第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四條、第六條から第八條まで及び次條の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五條から第十八條までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体

（新設）

制を整備していること。

二 当該外国所在暗号資産交換業者が、外国所在暗号資産交換業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

(暗号資産の移転に係る通知義務)

第十条の五 暗号資産交換業者は、顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う場合において、当該移転を受取る顧客(当該移転を受ける者であつて、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者(資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。)(以下この条において「他の暗号資産交換業者等」という。))の顧客として暗号資産の管理を当該他の暗号資産交換業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二條第二項第三号において同じ。)

一) に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等(当該委託を受けた者を除く。)

又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2) 暗号資産交換業者は、他の暗号資産交換業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定に

(新設)

よる通知を受けて暗号資産の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

（弁護士等による取引時確認等に相当する措置）

第十二条 弁護士等による取引時確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う取引時確認に相当する措置について準用する。

3 (略)

（捜査機関等への情報提供等）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第九十九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を

（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）

第十二条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。

3 (略)

（捜査機関等への情報提供等）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第九十九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を

行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2  
(略)

(是正命令)

第十八条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項から第四項まで又は第九条から第十条の五までの規定に違反しているとき、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2  
(略)

(是正命令)

第十八条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項から第三項まで又は第九条から第十条の三までの規定に違反しているとき、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(行政庁等)

第二十二條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する行政庁は、同項に定める行政庁及び財務大臣とする。

一 第九条に規定する特定事業者(第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。)に係る第九条及び第十条に定める事項

二 電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項(電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客(他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。)に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済手段の移転(委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によつて行われるものを含む。)が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。)

三 暗号資産交換業者に係る第十条の四に定める事項及び第十条の五に定める事項(暗号資産交換業者が顧客から受取顧客(他の暗号資産交換業者の顧客である者に限る。)に対する暗号資産の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための暗号資産の移転(委託又は再委託を受けた暗号資産交換業者によつて行われるものを含む。)が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。)

3  
10 (略)

(主務大臣等)

第二十三條 この法律における主務大臣は、次のとおり

(行政庁等)

第二十二條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第九条に規定する特定事業者(第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。)に係る第九条及び第十条に定める事項並びに電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項(電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客(他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。)に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済手段の移転(委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によつて行われるものを含む。)が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。)に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

3  
10 (略)

(主務大臣等)

第二十三條 この法律における主務大臣は、次のとおり

とする。

一 (略)

二 前条第二項各号に掲げる事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三・四 (略)

2 (略)

第三十条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2  
3  
4 (略)

別表（第四条関係）

(略)

(略)

(略)

とする。

一 (略)

二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三・四 (略)

2 (略)

第三十条 他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2  
3  
4 (略)

別表（第四条関係）

(略)

(略)

(略)

<p>第二条第 二項第四 十七号に 掲げる者</p>	<p>行政書士法第一条 の二、第一条の三 若しくは第十三条 の六に定める業務 又はこれらに付随 し、若しくは関連 する業務のうち、 特定受任行為の代 理等に係るもの</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>第二条第 二項第四 十九号に 掲げる者</p>	<p>(略)</p> <p>税理士法第二条若 しくは第四十八条 の五に定める業務 又はこれらに付随 し、若しくは関連 する業務のうち、 特定受任行為の代 理等に係るもの</p>	<p>(略)</p>

  

<p>第二条第 二項第四 十七号に 掲げる者</p>	<p>行政書士法(昭和 二十六年法律第四 号)第一条の二、 第一条の三若しく は第十三条の六に 定める業務又はこ れらに付随し、若 しくは関連する業 務のうち、特定受 任行為の代理等に 係るもの</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>第二条第 二項第四 十九号に 掲げる者</p>	<p>(略)</p> <p>税理士法(昭和二 十六年法律第二百 三十七号)第二条 若しくは第四十八 条の五に定める業 務又はこれらに付 随し、若しくは関 連する業務のうち 、特定受任行為の 代理等に係るもの</p>	<p>(略)</p>